

藤沢市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市総合市民図書館、藤沢市南市民図書館、藤沢市辻堂市民図書館及び藤沢市湘南大庭市民図書館（以下「図書館」という。）における図書館雑誌スポンサー制度の実施について 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館雑誌スポンサー制度 雑誌スポンサーから提供された雑誌を図書館の利用者の閲覧に供するとともに、当該雑誌及び雑誌架（以下「雑誌等」という。）に当該雑誌スポンサーの名称等の広告を表示する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 事業活動を行う法人その他の団体又は個人で、図書館が利用者の閲覧に供する雑誌を図書館に提供する者をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、図書館に1年以上雑誌を提供できる者で次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の決定を受けた者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3項に規定する者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項に違反している者
- (6) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当する者
- (7) 市税を滞納している者
- (8) 市の指名停止を受けている者

(9) 前各号に掲げる者のほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者
(広告の内容)

第4条 雑誌等に表示することができる広告の内容は、図書館の公共性、品位等を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 求人広告に類するもの
- (7) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が広告として適当でないと認めるもの
(広告の表示方法等)

第5条 広告の表示方法、表示位置、規格等は、教育委員会が別に定める。
(広告の表示期間)

第6条 広告の表示期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中における申込み（4月から8月までとする）があった場合で、次条第2項の規定による雑誌スポンサーの決定があったときは、当該決定のあった日の属する月の翌月初日から当該年度の末日までとする。
(雑誌スポンサーの申込み及び決定)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、教育委員会が別に定める雑誌一覧のうちから提供しようとする雑誌を選定し、藤沢市図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申し込まなければならない。

- (1) 雑誌スポンサーになろうとする者の事業等の概要
- (2) 広告の案

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、その諾否を決定し、藤沢市図書館雑誌スポンサー決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 教育委員会が別に定める募集期間において、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、抽選により決定するものとする。

(雑誌の提供等)

第8条 第7条第2項の規定により雑誌スポンサーの決定を受けた者は、藤沢市書店協同組合と広告の表示期間における購読契約を締結するものとする。

2 藤沢市書店協同組合が指定する書店（以下「書店」という。）は、原則として雑誌の発売日当日の正午までに図書館に納入するものとする。

3 雑誌スポンサーは、図書館に提供する雑誌の購入費を全額負担するものとし、書店に直接支払わなければならない。

4 広告の表示期間満了の3か月前までに雑誌スポンサーから雑誌の提供の中止の意思表示がない場合は、当該広告の表示期間の翌年度においても雑誌を提供する意思があるものとみなし、その後もまた同様とする。

(広告の表示内容の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、広告の表示内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする表示内容を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更は、毎年度2回までとする。

(雑誌提供の中止の申出)

第10条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3か月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消し、広告の表示を抹消することができる。この場合において、教育委員会は、雑誌スポンサーに損害が生じてもその責めを負わない。

(1) 雑誌スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合で、これを承認したとき。

(2) 雑誌スポンサーが第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(3) 偽りその他不正な行為により雑誌スポンサーの決定を受けたとき。

(4) この要領に違反したとき。

(雑誌の休刊等の取扱い)

第12条 雑誌スポンサーが提供している雑誌が休刊又は廃刊となった場合の取扱いは、教育委員会と雑誌スポンサーで協議して決定する。

(広告の内容に関する責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は雑誌スポンサーが負い、広告の表示に関して第三者に対し損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの責任において解決する。

(雑誌の所有権)

第14条 雑誌スポンサーから提供された雑誌の所有権は、藤沢市に帰属する。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、図書館雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

藤沢市図書館雑誌スポンサー制度 広告表示仕様書

藤沢市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第5条の規定に基づき、広告の表示方法、表示位置、規格等を次のとおり定める。

1 雑誌及び雑誌カバーの表示

提供雑誌の最新号の表紙側及び雑誌カバーの表紙に「この雑誌は、〇〇様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています」と表示する。

- (1) 雑誌スポンサーの名称の表示枠は、縦4 cm×横13 cm以内とする。
- (2) 雑誌スポンサーの名称の表示位置は、雑誌のタイトル等を避けて表示する。この場合、雑誌スポンサーによる表示位置の指定又は変更はできない。
- (3) 雑誌及び雑誌カバーの表示に要する費用は、図書館が負担する。

2 広告チラシの表示

提供雑誌の最新号の雑誌カバー裏表紙に、雑誌スポンサーの事業に関する広告チラシを表示する。

- (1) 広告チラシの表示枠は、提供雑誌のサイズ以内とする。
- (2) 広告チラシのデザインは、自由とする。
- (3) 雑誌スポンサーは、広告チラシの作成及び作成に要するすべての費用を負担するとともに、あらかじめ図書館が指定する枚数の広告チラシを図書館に提出するものとする。

3 雑誌架の表示

提供雑誌の配架場所に、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています。」と表示する。

- (1) 雑誌架の表示枠は、縦30 cm×横21 cm以内とし、上記の表示のほか、雑誌スポンサーの所在地及び連絡先等を表示することができる。
- (2) 雑誌架の配架場所及び表示位置は、図書館の指定する場所とする。
- (3) 雑誌架の表示に要する費用は、図書館が負担する。

4 広告の表示期間

- (1) 雑誌及び雑誌カバーの表示

雑誌カバー表紙の表示は、雑誌の提供期間とする。

雑誌本体の表示は、保存期間の満了等により提供雑誌が廃棄されるまでとする。

ただし、開架フロアへの配架は、次の最新号が発売されバックナンバーとなってから図書館が定める期間までとし、閲覧・貸出は、保存期間として定められた期間とする。

なお、保存期間を過ぎた後、リサイクル雑誌として市民等に無償で提供する場合は、広告を表示した状態で提供するものとする。

(2) 広告チラシの表示

雑誌の提供期間とする。

(3) 雑誌架の表示

雑誌の提供期間とする。ただし、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により、図書館に雑誌を提供できなくなった場合は、最終号発行後1か月までとする。この場合において、図書館は、「〇〇（雑誌名）は〇〇様（雑誌スポンサー）から提供されていましたが、〇月号（〇月〇日号）をもって廃刊（休刊）となりました。」と表示を差し替えるものとする。